

平成29年 第8回農業委員会総会議事録

1・会議名 有田町農業委員会 第8回総会

2・日 時 平成29年8月1日(火) 午後15時～16時05分

3・場 所 有田町庁舎3階 第4・5会議室

4・付議事項

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
	議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
	議案第3号	非農地証明願いについて	1件
	議案第4号	田畑転換等農地の形状変更届けについて	1件

5・出席者

議席番号	出	欠	委員名	議席番号	出	欠	委員名
(14)会長	○		藤 俊信	6	○		福島 晴人
(13)副会長	○		庄山 嘉	7	○		藤井 和義
1	○		前田 稔	8	○		北川 利和
2	○		福島 強志	9	○		古川 正義
3	○		空閑 久生	10	○		川尻 宗代
4	○		岩永 嘉之	11	○		福田 タエ子
5	○		山口 則久	12	○		石橋 和馬

○農業委員会総会議事録

○事務局

定刻になりましたので、只今から平成29年第8回有田町農業委員会総会を開会いたします。はじめに藤会長より、ご挨拶をお願いいたします。

○会長挨拶

皆さん、こんにちは。暑い日々が続いています。蜂や蛇等が出て被害が出ているようですので皆さん方も十分注意して農作業を行ってください。

また、山谷地区の農地パトロールが新航空写真を活用し予定よりも早く無終了したと聞いていますので、その手法を活用した手順等を確認していきたいと思います。本日も慎重に審議をお願いします。

○事務局

只今の出席委員は14名中14名です。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは有田町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は藤会長をお願いいたします。

○議長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。有田町農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。(異議なしの声)

それでは本日の署名委員は、9番(古川正義)、10番(川尻宗代)委員をお願いします。

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請1番について議題といたします。

なお、この案件については私の家族の案件となりますので、議長を副会長へ引き継ぎいたします。私は退席いたします。

○副議長

それでは、議事を引き継ぎます。事務局より、説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

譲受人は〇〇を営まれています。

感染症対策の埋設地のための取得です。隣接者と近隣(〇)地区生産組合長・区長の同意も得てあります。

譲受人は、面積要件・取得する農地の利用状況、権利の取得後の常時従事状況、周辺農地との関係要件は問題ないと思われまますので、農地法第3条の2

項の許可要件は満たしています。

○副議長

説明がおわりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○5番委員

先月の案件で審議をした周囲の土地になります。先月同様に相続登記も完了されて問題ないかと思われます。

○副議長

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

事務局からも説明がありましたとおり、先月4筆に引続きということになります。

○12番委員

先月と、今月で求められた面積はいくらぐらいですか。

○事務局

議案書の3ページをご覧ください。全部合わせますと5反弱となります。

○12番委員

埋設地の面積要件があるんですか。

○事務局

以前聞いた時は面積要件は特段無いと会長が言われていたようですが。

深さは決まっています。後、幅と長さで埋設するのが何羽なのか。

○9番委員

3ページ図面の②右側の土地もですか。

○事務局

そこは違います。先月の案件地番を申しあげますと、○番・○番1・○番2・○番3の4筆となります。

○副議長

①②に隣接している山林も取得され、一帯として埋設地として管理されると聞いています。

○9番委員

地目は何になるんですか。

○事務局

3条での取得となりますので、畑のままです。

○副議長

他にありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第1号 農地法第3条の申請1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により 議案第1号 農地法第 3条の申請1番は許可されました。

ここで会長に入室いただき、議長を会長へ戻します。

○議 長

続きまして 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請2番について議題といたします。

事務局より、説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

本申請は農業者年金の経営移譲年金の受給に伴う使用貸借の設定です。貸渡人の〇〇さんと借受人の〇〇さんは親子になります。今回の申請は2回目の使用貸借の設定となります。

借受人は、面積要件・取得する農地の利用状況、権利の取得後の常時従事状況、周辺農地周辺農地との関係要件は問題ないと思われまますので、農地法第3条の2項の許可要件は満たしています。

○議 長

説明が終わりました。 現地確認委員の確認説明をお願いするところですが、筆数が多く事前に事務局にて事前に確認いただいています。

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

○3番委員

借受人は農業者年金に加入されていますか。

○事務局

社会保険をお持ちで会社員です。

○議長

他に質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第1号 農地法第3条の申請2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により 議案第1号 農地法第3条の申請2番は許可されました。

続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請3番について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

譲受人は〇〇をされており、〇の隣接地で、2メートルほど下がった土地が今回の申請地です。〇の経営上も隣接地が自分の土地であったほうがよいとの考えからの申請です。現地はクヌギが植えてあります。〇〇を営まれていますので、感染症対策の埋設地候補地に予定されるということです。先ほどと同じく、農地法第3条の2項の許可要件は満たしています。

○議長

説明がおわりました。 現地確認委員の確認説明をお願いします。

○6番委員

現地を確認してきました。譲受人所有の鶏舎すぐ手前の土地になります。申請理由にもありますように感染症対策ということもあり隣接していますので問題ないかと思われます。

○議長

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

○9番委員

先ほど審議した〇〇さんですが、土地を取得する為には期間を置く必要があるのではないですか。

○事務局

息子さんとの設定は2回目の設定となり、継続状態であり問題はありません。

○議長

他に質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第1号 農地法第3条の申請3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により 議案第1号 農地法第3条の申請3番は許可されました。

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請4番について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

申請地は譲受人の自宅の隣接地であり、また譲渡人は伊万里市のため耕作は難しいため相談があつての申請となります。

譲受人は、面積要件・取得する農地の利用状況、権利の取得後の常時従事状況、周辺農地との関係要件は問題ないと思われまので、農地法第3条の2項の許可要件は満たしています。

○議長

説明がおわりました。 現地確認委員の確認説明をお願いします。

○5番委員

譲受人自宅の隣接地になります。譲渡人も町外在住で戻ってこられることもないという事で、現在も管理もきちんとなされていますので問題ないかと思われま。

○議長

現地確認の説明が終わりました。質問のある方は、挙手をもって質問してください。
質問ありませんか。

○3番委員

国道付近なんで売買価格が高いんですか。

○事務局

確かに高いかと思われませんが、申請地付近の家屋も購入されていますので一体的に利用されるからではないでしょうか。

○議長

他に質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第1号 農地法第3条の申請4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により 議案第1号 農地法第3条の申請4番は許可されました。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請1番について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

申請地内の町道開発に伴いその付近の条件付宅地分譲を計画されました。全体で約〇㎡の開発で県の開発許可の案件となっています。溜池がありますが水利が絡む農地はありません。

○議長

説明がおわりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○6番委員

現地を確認してきました。現地は、山林も含まれていて伐採許可を受けられて伐採が済んでいました。農地パトロール時にも耕作されている実態はなく有効活用としてはいいのではないのでしょうか。開発協議等もなされ問題ないかと思われます。

○議長

説明が終わりました。質問のある方は、挙手をもって質問してください。

○議 長

交通アクセスはいい場所です。人口増が望めますね。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第2号 農地法第5条の申請1番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により議案第2号 農地法第5条の申請1番は許可相当としてまた、3,000㎡以上の申請のため農業会議の意見を聞いたうえで県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の申請2番について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局

資料の読み上げ～

譲渡人は福岡県在住であり耕作はされていません、周辺は宅地化しており売却を希望されているところに建売住宅の計画となりました。

○議 長

説明がおわりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○4番委員

柿右衛門入り口から入った場所になります。内容見ましても問題ないと思われます。

○議 長

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第2号 農地法第5条の申請2番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により 議案第2号 農地法第5条の申請2番について、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、続きまして、議案第3号 非農地証明願い 申請1番について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局

～議案書の朗読～

昭和 53 年頃まで父（故人）がミカンを栽培していましたが、他界後栽培をやめ現在となっています。現地は雑木が生えている状態です。

○議 長

説明がおわりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○5 番委員

現地は、〇〇の最近出来た神社の反対側となります。雑木も大きくなっていて隣接同意も得てあり問題ないと思われます。

○議 長

説明が終わりました。質問のある方は、挙手をもって質問してください。

○3 番委員

地図上で道路部分が個人名になっていませんか。

○事務局

今回の申請で確認が出来ましたので、建設課へ報告し対応中です。

○議 長

他に質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第 3 号 非農地証明願い 申請 3 番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により 議案第 3 号 非農地証明願い 申請 1 番について、許可されました。

続きまして、議案第 4 号 田畑転換等農地の形状変更届 申請 1 番について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局

～議案書の朗読～

今回申請と前回 3 条で申請された農地を一体として形状変更されます。

○議 長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○5番委員

現地は、本日3条案件と前回の案件でありました〇〇の土地となります。高低差もあり、一体利用するには必要でもあるかと思われます。

○議 長

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

○議 長

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第4号 田畑転換等農地の形状変更届 申請1番 について、受理することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により議案第4号 田畑転換等農地の形状変更届 申請1番 について、受理いたします。

以上で、本日の議事事項については、すべて終了しました。その他、ございませんでしょうか。(なしの声あり)

これにて、平成29年第8回有田町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

次回は、9月1日(金)の予定です。

総会 16時05分 終了

上記は会議録として書記の記載するとおりであるので、ここに署名する。

有田町農業委員会会長 署 名

署 名 9番

署 名 10番

書 記 永尾 由美子